

## 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理指針

- 1 目的 本指針は、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の学術研究の信頼性と公平性を確保することを目的とし、研究活動上の基本的な倫理指針を定めるものである。
- 2 対象 本指針における「研究者」とは、本学に所属する教員、研究員の他、本学で研究活動を行う者をいう。
- 3 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の責務
  - (1) 本学は、研究倫理に係る意識を高め、研究活動に係る不正行為及び研究費の取り扱いにおける不正行為を防止するため、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。
  - (2) 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。
- 4 研究者の責務及び行動規範
  - (1) 学術研究における不正行為の防止等 研究者は、研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わないこと、または加担しないことはもとより、研究、調査データ等の管理・保存等を徹底し、かつ、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

研究を指導する立場にある者は、不正行為が行われないよう、指揮下にある研究活動及び研究者等の管理、配置を行わなければならない。
  - (2) 研究費の適正な使用

研究者は、研究費の資金源泉が、学納金、国、地方公共団体等からの補助金等によって賄われていることを常に意識し、研究費の使用にあたっては、研究の助成目的等を最大限に尊重するとともに、本学規程及び研究費ごとに定められた条件や使用ルール等を遵守しなければならない。
  - (3) 契約の遵守、守秘義務

研究者は、研究や知的財産権に関する契約を締結する際は、本学が定める手続きに則って行い、契約書に定められた内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守しなければならない。
  - (4) 研究成果の適切な発表、オーサーシップ

研究者は、研究成果の公表について、データや論拠の信頼性の確保に向けて十分留意するとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティを尊重して公正かつ適切な引用を行わなければならない。また、学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既に発表されてい

る関連データの利用等について、各研究組織、研究分野、学術誌ごとにある固有の慣例やルールに則って細心の注意を払わなければならない。

(5) 審査の公正性

研究者は、他者の研究論文の査読や審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行うことなく、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づいて、公正に審査を行わなければならない。

(6) 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合には、関連する法令、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守し、必要に応じて学内外の委員会での承認を受けるとともに、特に、人や動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重しなければならない。

(7) 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、個人の人格と自由を尊重し、属性や思想、信条による差別を行ってはならない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとってはならない。

(8) インフォームド・コンセント

研究者は、個人や団体から情報又はデータ等の提供を受けて研究を行う場合には、提供者等に対して事前にその目的、収集方法等について説明し、同意を得なければならない。

(9) 個人情報の保護

研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、本学規程に基づいて適正な取り扱いをしなければならない。

(10) 利益相反への適切な対応

研究者は、自らの研究活動にあたって、利益相反や責任相反の発生に十分注意し、利益相反による弊害が生じないように努めなければならない。

附 則

この指針は、平成26年2月18日から施行する。